

「ユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」開催要綱（案）

1 目的

ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の具体的な在り方（ユニバーサルサービス政策委員会において検討を行う最終保障提供責務に係る基本的なものを除く。）について検討・検証を行うことを目的とする。

2 名称

このワーキンググループは、「ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」と称する。

3 検討・検証事項

- （１）交付金・負担金の詳細な算定方法（例：令和７年度以降の第一種交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填開始時期を含む第一種交付金の在り方、令和４年改正電気通信事業法附則第６条に基づく同法改正規定の施行状況、ユニバーサルサービス政策委員会と連携した最終保障提供責務に係る交付金・負担金の詳細な算定方法）
- （２）情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」（令和６年３月２８日）において継続検討とした事項（例：放送と通信の配賦基準、専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの標準判定式、特異判定式の適用から標準判定式の適用に切り替わる時期等）
- （３）その他必要と考えられる事項

4 構成及び運営

- （１）構成員等は、別紙のとおりとする。
- （２）このワーキンググループには、主査及び主査代理を置く。主査及び主査代理は、ユニバーサルサービス政策委員会主査が指名する。
- （３）主査は、このワーキンググループを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって同ワーキンググループを招集し、主宰する。
- （４）主査は、必要があるときは、必要と認める者をこのワーキンググループの構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- （５）主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （６）その他ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- （１）このワーキンググループは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合においては、一部又は全部を非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することができる。
- （２）このワーキンググループで使用した資料及び議事概要については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合においては、一部又は全部を非公開とする。

6 その他

このワーキンググループの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課が行うものとする。

(別紙)

「ユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」構成員等

(主査代理) 相田 仁 東京大学 特命教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長

春日 教測 東洋大学経済学部 教授

砂田 薫 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員

(主査) 関口 博正 神奈川大学経営学部 教授

高橋 賢 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授

藤井 威生 電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授

(以上構成員。敬称略。五十音順)

(オブザーバ) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、

東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、

KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ